

令和6年度滋賀県介護職員職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金 Q&A

令和6年7月26日版

問	答	備考
【1 補助金の手続に関すること】		
1 1つの法人から複数の事業所の申請を行う場合の申請単位は。	複数事業所の申請を行う場合であっても、申請は事業所単位で提出してください。	
2 補助対象となる介護ロボットは、どのタイミングで購入またはリースすれば良いか。	県からの交付決定通知を受け取った後に、令和7年2月28日までに契約・発注、納品、導入の全てを完了させてください。 補助金交付決定前に契約・発注したものおよび令和7年3月1日以降に納品、導入されたものは補助対象となりませんので、注意してください。	
3 導入効果等の報告はどのような様式でいつまでに行わなければならぬか。また、提出した報告は公表されるのか。	詳細は別途通知します。 また、当該報告書の内容の詳細等について、他事業者からの照会等があった場合は、応じるようお願いします。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はありません。	
4 業務改善計画様式の「SECURITY ACTION自己宣言」については、どのような手順で申し込みればよいか。	以下のHPを参照の上、事業所単位で申し込んでください。 <ul style="list-style-type: none"> ・「SECURITY ACTION」 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/ ・「SECURITY ACTION自己宣言者サイト」 https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html <p>なお、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでください。</p>	
5 「SECURITY ACTION自己宣言（写し）」については何を添付すればよいか。	以下を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己宣言完了のお知らせメールの写し ・申込受理メールの写し ・自己宣言者サイトにログインすることで確認できる「自己宣言状況：二つ星（一つ星）受付完了」という画面の画面コピー 	

問	答	備考
6 「専門相談会」への参加は必須なのか。	<p>「専門相談会」への参加は、事前協議書の提出にあたり必須となります。全8回（4日程×午前・午後開催）を予定していますので、事前申込の上、必ず参加してください。</p> <p>※ 都合により参加できない事業所は、「個別対応希望」として申し込んでください。追って、滋賀県介護現場革新サポートデスクから個別調整の連絡を行います。</p> <p>※ 全ての申込は、令和6年8月28日（水）までに、参加申込フォームから行っていただく必要があります。申込忘れがないようにしてください。</p>	
7 「専門相談会」へ経営層1名、現場職員1名で申込をしていたが、専門相談会当日に経営層1名が体調不良により参加できなくなった場合、現場職員1名での参加でもよいか。	<p>「専門相談会」は経営層1名、現場職員1名の計2名以上の参加を原則とします。体調不良等によりやむを得ず参加できない方がいる場合は、代理を立てるようにし、参加人数を厳守いただくようお願いします。</p> <p>なお、どうしても代理を立てることが難しい場合は、別日へ振り替えて参加していただきます。</p>	
8 「専門相談会」は経営層1名、現場職員1名の計2名の参加が求められているが、職員数が1名の場合はどうすればよいのか。	<p>職員数が2名以下の事業所については、経営層または現場職員のいずれか1名の参加でも可とします。</p> <p>なお、職員数の確認をするために、申込の際に職員数が分かる勤務シフト表等の提出を求めます。</p>	
9 法人本部や事務局等が中心となり、一括して機器等の導入を進める場合、法人本部の職員が参加してもよいか。	<p>「専門相談会」は、介護ロボット・ICT機器を主としたテクノロジーの活用に限らず、介護現場革新（介護現場における業務改善や生産性向上等）にかかる理解を深めていただくことを目的として開催します。</p> <p>開催趣旨や目的を鑑み、機器等を導入される事業所から経営層および現場職員が参加されるよう御調整ください。</p> <p>また、事業所内における職員構成、利用者構成、職場環境等を踏まえながら、機器等の導入を含む介護現場革新を進めることが重要であると考えています。つきましては、原則として事業所ごとの参加を求ることとします。</p>	

問	答	備考
10 経営層とは、具体的にどのような役職者のことか。	<p>経営層は、法人理事、施設長、管理者等を想定しています。 一定程度、機器等の導入にかかる経営判断をする権限を持つ役職者の方であれば、詳細は問い合わせません。</p> <p>(例) 最終的な経営判断は、法人理事長が行うが、どのような機器を導入するか等の方針決定は施設長が行う場合は、施設長の参加で差し支えありません。</p>	
【2 補助対象事業所に関すること】		
1 他の補助金と重複して交付を受けることはできないのか。	<p>できません。例えば、経済産業省が実施している「IT導入補助金」、滋賀県介護職員職場環境改善支援（ICT導入支援）事業費補助金および滋賀県未来投資総合補助金等による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本補助金の対象となります。</p> <p>(例えば、「ICT導入支援」でWi-Fi環境の整備費を申請した場合、「介護ロボット導入支援」の見守り機器の導入に伴う通信環境整備として同じWi-Fiに関する経費を重複して申請することはできません。)</p>	
【3 補助対象機器および補助対象経費に関すること】		
1 補助対象となる介護ロボットの定義はあるか。	<p>補助金交付要綱と併せて、HPに「介護ロボットの定義」という資料を掲載していますので、御参照ください。</p> <p>特にセンサー機能が付いているかどうか、確認するようにしてください。</p>	
2 付属品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、「介護ロボットとして最低限の機能を有するまとめ」の一部として考えられるものであれば対象になります。	
3 見守り支援機器に係るパソコンやタブレット、モバイル端末は補助対象に含めてよいか。	機器の稼働に不可欠な専用の受信・制御機器であれば補助対象となります。しかし、介護ロボットの使用以外にも汎用性のあるものは他に流用可能なため、パソコン、タブレット、モバイル端末は補助対象外となります。	
4 機器本体とは別に、機器の動作に必要なサーバーは補助対象となるか。	原則、対象となります。ただし、介護ロボット機器の使用以外にも汎用性がある場合は対象外となります。	

問	答	備考
5 年度途中から介護ロボット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。	県からの交付決定通知後に契約となるため、契約日から当該年度の2月末までの経費のみが対象となります。	
6 消費税は対象となるか。	対象外です。	
【4 導入後にすること】		
1 導入した介護ロボットが故障した場合はどうなるのか。	修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。修理が困難、修理費用が高額等のため処分する場合は、別途手続きが必要です。事前に相談してください。	